

平成 28 年度 第 4 回男女共同参画講座

「知っておきたいあなたの身近な相続税と贈与税」(2017.1.22 実施)

講師：押鐘博子氏 (押鐘博子税理士事務所 所長)

質問集&回答

Q1. 相続税について、資産総額が基礎控除額を超えない場合は税務署への申告はどうなりますか？申告は必要ですか？

A. 基礎控除額を超えない場合には、申告不要です。

Q2. 農地(畑)を相続する場合評価額はどのように評価されますか？
自身で調べる方法はありますか？

A. 国税庁の HP (路線価) から、該当する土地の倍率をお調べ下さい。
その倍率を固定資産税評価額に乗じて、評価額を算出します。

Q3. 贈与税は貰った年の翌年 2/1~3/15 に税申告、との事ですが、その支払いの期限はいつ迄ですか？また、分割の支払いは可能なのでしょうか？相続税の申告・納付期限も同じですか？

A. 3月15日が納付期限です。分割納付は可能ですが、延滞税を支払う必要があります。
また、相続税の申告・納付期限は死亡した日の翌日から10カ月以内です。

Q4. 土地相続について非相続人が生前耕作していた畑、田を相続したが、相続人は現在放置している。土地評価、税金は耕作していた時と変わるのですか？

A. 土地の評価は、死亡した日時点で行います。

Q5. 親から 1,000 万円の贈与を受けた。銀行口座名義を親から子に変更する手続きをした場合、すでに銀行側が税を差し引くことになるのか？それとも確定申告をするべきなのか？

A. 銀行が贈与税を差し引くことはありません。贈与を受けた人が、贈与税の申告をしなければなりません。

Q6. 相続時精算課税制度を利用した人が、相続時に相続を受けない時は税金を払わないのか。

A. 相続時精算課税制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

Q7. 相続時精算課税、住宅取得資金贈与、暦年課税、全て併用できますか？

A. 同じ贈与者からの贈与については、相続時精算課税制度と暦年課税制度は併用できません。住宅取得等資金贈与の非課税制度は、暦年課税の基礎控除額あるいは相続時精算課税の特別控除額に上乗せすることができます。

Q8. 現在の土地の価格の正確な数値はどこに聞けばわかるのでしょうか？

A. 管轄の税務署か最寄りの税理士にご相談ください。

Q9. 宅地等評価額は他の税金、例えば固定資産税や不動産取得税と共通するもの
でしょうか？

A. 同じ宅地について、相続税や贈与税の評価額と他の地方税の評価額は異なります。

Q10. マイホーム等の場合、建築途中でも資金援助は可能でしょうか？（親から子へ）

A. 住宅取得等資金贈与の非課税の特例を適用するということでしょうか。可能ですが、翌年3月15日までに住宅用の家屋を新築あるいは取得し、その年の12月31日までに居住する必要があります。

「住宅取得等資金の非課税の特例適用チェック表」（新築・取得用）を参照ください。

Q11. 子や孫への年間非課税額110万円までの資金は通帳から現金でも可能か？

A. 証憑が残るという意味では通帳から通帳へ支払うことをお勧めします。

Q12. 税理士の相談料金体系はどうなっていますか？

A. 各税理士により異なります。

Q13. 離婚を考えていて、夫婦の財産はマイホームと預金があり、渡した人に所得税と住民税がかかるのは離婚の場合のみですか？それはなぜ？

A. 離婚して、慰謝料や財産を受け取った場合には、通常、贈与税はかかりません。しかし、財産分与や慰謝料が現金ではなく不動産で支払われた場合には、その不動産を譲渡した人が所得税と住民税がかかる場合があります。

一方で、配偶者へ居住用不動産等を贈与した場合、配偶者控除 2,000 万円と基礎控除 110 万円を合わせて 2,110 万円までは贈与税はかかりません。

ただし、次の条件を満たす必要があります。

- ①婚姻期間が 20 年以上（内縁関係は除く）であること。
- ②贈与された年の翌年 3 月 15 日現在実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること。
- ③贈与された年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までに、贈与税の申告をすること。